

令和5年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

令和5年9月4日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 岩瀬 洋 男 君	12番 松崎 栄 二 君
13番 岩瀬 義 信 君	14番 佐藤 啓 史 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 照 川 由美子 君	副 市 長 竹 下 正 男 君
教 育 長 岩 瀬 好 央 君	政 策 統 括 監 加 藤 正 倫 君
副 政 策 統 括 監 企 画 課 長 事 務 取 扱 青 山 大 輔 君	総 務 課 長 平 松 等 君
財 政 課 長 軽 込 一 浩 君	情 報 政 策 課 長 高 橋 吉 造 君
消 防 防 災 課 長 鈴 木 和 幸 君	税 務 課 長 大 野 弥 君
市 民 課 長 渡 邊 弘 則 君	高 齢 者 支 援 課 長 君 塚 恒 寿 君
福 祉 課 長 水 野 伸 明 君	生 活 環 境 課 長 渡 邊 知 幸 君
都 市 建 設 課 長 栗 原 幸 雄 君	農 林 水 産 課 長 屋 代 浩 君
観 光 商 工 課 長 岩 瀬 由 美 子 君	会 計 課 長 吉 田 智 絵 君
学 校 教 育 課 長 森 庸 光 君	生 涯 学 習 課 長 大 森 基 彦 君
水 道 課 長 窪 田 正 君	代 表 監 査 委 員 淺 野 由 美 子 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 神 戸 哲 也 君	議 会 係 長 原 隆 宏 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程 第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 議案上程・説明・報告

- 議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第38号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算
議案第39号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第40号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第41号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第42号 令和5年度勝浦市水道事業会計補正予算
議案第43号 決算認定について（令和4年度勝浦市一般会計歳入歳出決算）
議案第44号 決算認定について（令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算）
議案第45号 決算認定について（令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）
議案第46号 決算認定について（令和4年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算）
議案第47号 決算認定について（令和4年度勝浦市水道事業会計決算）
報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について
報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第6 休会の件

開 会

令和5年9月4日（月） 午前10時開会

○議長（佐藤啓史君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより令和5年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（佐藤啓史君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。神戸事務局長。

〔事務局長 神戸哲也君登壇〕

○事務局長（神戸哲也君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における市長以下関係者の出席通知、令和5年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによって御承知をいただき

たいと存じます。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る8月30日、議会運営委員会を開いていただき、御協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月4日から9月19日までの16日間とし、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第37号から第47号を逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第38号の一般会計補正予算については、担当課長より補足説明を受ける。

次に、報告第4号及び第5号について市長から報告を受け、続いて監査委員より、議案第43号から第47号までの決算認定についての決算審査意見、報告第4号 財政健全化審査意見及び第5号 経営健全化審査意見の報告をお願いし、1日目は散会する。

2日目の9月5日は議案調査等のため休会とし、3日目の9月6日及び4日目の9月7日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。

なお、通告のありました議員は8名であります。

5日目の9月8日は、定刻午前10時に開会し、議案第37号から第47号までを逐次上程し、質疑を行い、議案第37号から第42号までをそれぞれ所管の常任委員会へ付託する。

また、議案第43号から第47号までの5件の決算認定については、議長が指名する7名の委員をもって構成される決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いする。

次に、請願1件を所管の常任委員会へ付託し散会する。

6日目の9月9日から15日目の9月18日までの10日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、9月11日の午前10時に総務文教常任委員会、9月12日の午前10時に産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

また、9月13日及び14日は、いずれも午前10時より決算審査特別委員会を開いていただき、令和4年度勝浦市一般会計決算のほか3つの特別会計決算及び水道事業会計の決算について審査をお願いする。

最終日の9月19日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次議案、請願を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て、採決をお願いする。

続いて、5件の決算認定について議案を上程し、決算審査特別委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て、採決をお願いする。

次に、追加議案として、勝浦市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、及び勝浦市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2件の提出が予定されていますので、これを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て、採決をお願いする。

次に、会議規則第104条の規定による各常任委員会の所管事務調査につきまして、同規則第110条の規定による閉会中の継続調査に付することを諮っていただき、最後に、報告第6号 債権放棄の報告について、市長から報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げます、諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（佐藤啓史君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。照川市長。

[市長 照川由美子君登壇]

○市長（照川由美子君） 本日、令和5年9月勝浦市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議いただくことといたしました。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

初めに、海水浴場の開設について申し上げます。

去る7月15日から8月20日までの37日間、市内4か所の海水浴場を開設しました。

入り込み客数については、全体で17万7,325人、対前年比で76.3%の増であり、その内訳として、勝浦中央海水浴場で1万9,320人、鵜原海水浴場で1万1,735人、守谷海水浴場で13万4,280人、及び興津海水浴場で1万1,990人でありました。

このことは、新型コロナウイルスの取扱いの変更の影響や「猛暑日知らずのまち」としてメディアで取り上げられたことの効果も、あったのではないかと推測しております。

海水浴場は、本市において、夏季観光の重要な資源であることから、安全・安心な運営を第一として、引き続き、集客増に向けて積極的に取り組んでまいります。

次に、かつうら若潮花火について申し上げます。

去る8月12日、13日、15日及び18日の4日間、勝浦中央海岸において、本市の夏の風物詩である花火の打ち上げを行いました。

また、興津海岸では、8月18日に興津湾灯籠流しを開催し、宝探しや灯籠流しの後、花火の打ち上げを行いました。

勝浦中央海岸及び興津海岸を合わせた4日間の入り込み客数については、3,100人であり、昨年度の2,700人と比較し、14.8%の増でありました。

次に、かつうら海中公園の状況について、申し上げます。

かつうら海中公園展望塔の繁忙期である8月中の入り込み客数については、2万8,299人であり、昨年度の2万2,848人と比較し、23.9%の増でありました。

また、かつうら海中公園滞在型観光施設edenについても、8月の入り込み客数については、7,047人であり、昨年度の6,017人と比較し、17.1%の増でありました。

今後とも、この海中公園全域を本市の観光拠点として、県・市を含めた関係者と連携して、さらなる活性化と集客増に努めてまいります。

結びに、一般廃棄物処理に係る広域連携について、申し上げます。

夷隅郡市2市2町は、平成10年から、広域ごみ処理施設の新たな整備に取り組んでおりましたが、地元の理解が得られないことや事業費の高騰などから、平成27年をもって、整備を断念しました。

現在、域内には3つのごみ処理施設がありますが、いずれも稼働開始から30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、域内の人口も、2050年には現在の半数以下になる見込みであります。

このような状況の中、2市2町の首長で話し合い、ごみ処理施設を新たに整備することが困難との判断から、ごみ処理施設の整備を計画している市原市へ、可燃ごみのごみ処理をお願いすることが最善との考えで一致し、一般廃棄物処理施設整備に当たっての申入れを行いました。

市原市からは、令和5年7月10日付で、一般廃棄物（可燃ごみ）を広域処理することについて、今年度から令和6年度にかけて、一般廃棄物処理施設整備基本計画を策定する中で協議を行う旨の回答をいただきましたので、今後、必要な時期に、広域連携に係る会議を開催していく予定です。

以上で、行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（佐藤啓史君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（佐藤啓史君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、末吉定夫議員及び鈴木克巳議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明

○議長（佐藤啓史君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承願います。

それでは日程第5、議案を上程いたします。

議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例

の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型コロナウイルス感染症の位置づけの変更による人事院規則の一部改正に伴い、職員が、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した場合に支給する防疫等作業手当の特例を改めるため、本条例について、所要の改正をしようとするものであります。

以上で、議案第37号の提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第38号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算、議案第39号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第40号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第41号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第42号 令和5年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第38号から議案第42号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第38号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算においては、既定予算に45億6,092万5,000円を追加し、予算総額を181億6,597万9,000円にしようとするものであります。

繰越明許費においては、クリーンセンター施設改修工事及び漁港施設災害復旧事業について、年度内にその支出が終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

債務負担行為においては、保育所児童送迎バス運行業務委託の期間を令和5年度から令和8年度まで、限度額4,217万1,000円とし、こども園児童送迎バス運行業務委託の期間を令和5年度から令和8年度まで、限度額1,807万5,000円とする2件を追加しようとするものであります。

地方債においては、橋りょう改良等事業債ほか2件を追加し、臨時財政対策債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第39号 令和5年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正であります。

事業勘定においては、既定予算に587万7,000円を追加し、予算総額を25億7,072万9,000円にしようとするものであります。

直営診療施設勘定においては、既定予算に8万2,000円を追加し、予算総額を6,384万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第40号 令和5年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算において、既定予算に10万5,000円を追加し、予算総額を3億2,387万2,000円に

しようとするものであります。

次に、議案第41号 令和5年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算において、既定予算に4,795万6,000円を追加し、予算総額を23億2,798万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第42号 令和5年度勝浦市水道事業会計補正予算について、申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出の補正であります。

収益的支出において、229万4,000円を増額しようとするものであります。

以上で、議案第38号から議案第42号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） この際、担当課長から補足説明を求めます。軽込財政課長。

〔財政課長 軽込一浩君登壇〕

○財政課長（軽込一浩君） それでは、議案第38号 令和5年度勝浦市一般会計補正予算（第5号）の補足説明を申し上げます。

説明は、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書により、主なものに関し、説明をさせていただきます。

初めに、歳入について申し上げます。ページは、21ページをお開き願います。

まず、10款地方特例交付金でございます。こちら地方特例交付金は、右の説明欄にございます個人住民税減収補てん特例交付金について、交付決定額に基づく予算未計上額の計上でございます。

次に、その下、11款地方交付税でございます。このうち、普通交付税につきましては、こちら本年度の交付確定額に基づき、予算未計上額を今回補正するものでございます。

次に、その下の13款分担金及び負担金、そして次の22ページに参りまして、15款国庫支出金、また、下段の16款県支出金につきましては今回、もしくはこれまでに、歳出に計上いたしました事務事業に対応する特定財源として計上するものでございます。

なお、22ページ下段、16款県支出金、2項7目教育費県補助金106万6,000円におきましては、多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の県内公立小学校給食費について、市町村が無償とした場合に、その経費の2分の1を市町村に対し補助する公立学校給食費無償化支援事業を昨年度、千葉県で創設いたしまして、当該事業に係ります県補助金であります。

また、この県補助金の計上に伴いまして、既に本市独自で行っております給食費無償化のための事業、学校給食費補助事業の一部財源、ふるさと応援基金繰入金との間で、財源の組替えを図っております。

次に、23ページを御覧願います。18款寄附金です。

1項寄附金、1目ふるさと応援寄附金の説明欄、ふるさと応援寄附金（個人）24億円につきましては、この7月末時点での個人分の寄附金額が、およそ14億540万円。昨年度、同時期時点でのおよそ8億7,400万円に対して約1.6倍と、依然、好調な受納実績が継続していることを踏まえまして、現時点での今年度の決算見通しを48億円といたしました。これに伴い、今回、24億円を追加計上いたしております。

続きまして、19款繰入金です。

1 項基金繰入金の 1 目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正により生じる一般財源の不足額を補うためのものがございます。

次の 2 目ふるさと応援基金繰入金14億6,611万7,000円につきましては、歳出において、ふるさと応援基金からの充当を予定する、ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業をはじめ、衛生費・クリーンセンター管理運営経費及び土木費・道路改良事業など、合計で15の事業の財源としての繰入れでございます。

次に、24ページをお開き願います。中段の20款繰越金につきましては、前年度繰越金の予算未計上額について、今回の補正財源として計上するものがございます。

次に、25ページを御覧願います。22款市債につきましては、歳出での 7 款土木費及び10款災害復旧費での計 3 事業に係る起債でございます。この後、歳出に合わせまして、説明させていただきます。

なお、7 目臨時財政対策債につきましては、先般、国より示された本年度の発行可能限度額に基づいての減額でございます。

次に、歳出でございます。26ページをお開き願います。

初めに、1 款議会費です。職員人件費28万円の減額につきましては、職員の配置転換等に係ります人件費の組替えによるものがございます。

なお、このほかの科目にわたり、今回、予算措置しております職員人件費につきましては、時間外勤務手当を除き、基本として同様の理由での計上でございますので、御了承願います。

次に、27ページを御覧願います。2 款総務費です。

ページ下段の 1 項総務管理費、3 目財産管理費の庁舎維持管理経費1,279万3,000円につきましては、庁舎非常放送設備の一部機能の故障に伴います改修工事費の計上でございます。

次のふるさと応援基金積立金24億円につきましては、歳入に計上しております寄附金の増額見込み分を積み立てるものがございます。

続きまして、28ページをお開き願います。4 目情報管理費の一般事務経費297万円につきましては、令和 7 年度までに、住民基本台帳や税、国民健康保険など、市民生活と関わりの深い自治体行政基幹業務のシステム標準化・共通化を、国が中心となりまして推進している中、本市におきましても今後、この標準準拠システムへの移行に向けまして、今回は、現行の国民健康保険システムのデータを標準システムへ移行するための準備・事前処理に係る業務委託料について計上するものがございます。

財源といたしまして全額、国庫補助金・デジタル基盤改革支援補助金を見込んでおります。

次に、6 目諸費、防犯灯整備・管理事業85万8,000円につきましては、電気料金の高騰下、各区の防犯灯管理経費の負担軽減のため、前年度補助金交付額と各区の支払い実績額との差分相当額の補助金の計上でございます。

次のふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業13億9,568万7,000円につきましては、今回の寄附金の増額見込み分の寄附者への御礼品等の経費の計上でございます。

次に、ページが少し飛びまして、33ページをお開き願います。3 款民生費であります。

説明欄中段以降、3 款民生費におきましての国県支出金等返還金につきましては、令和 4 年度事業分の精算に伴う返還金でございます。

続いて、再びページが飛びまして、39ページをお開き願います。4 款衛生費です。

1 項保健衛生費、2 目予防費の説明欄、感染症等予防接種事業130万円につきましては、50歳以上の方を対象とした带状疱疹ワクチン予防接種費用の助成金の計上でございます。

次に、その下の3 目環境衛生費の空家対策事業392万7,000円につきましては、特定空家として認定した浜勝浦地内の木造住宅に係る解体撤去工事費の計上でございます。

次に、40ページをお開き願います。2 項清掃費、2 目塵芥処理費の説明欄、クリーンセンター管理運営経費1,805万1,000円につきましては、クリーンセンター機器設備の維持補修工事費及び施設改修工事費等の計上でございます。

財源の一部として、ふるさと応援基金を予定しております。

次の一般廃棄物収集運搬経費1,630万4,000円につきましては、クリーンセンター可燃ごみ焼却炉の定期修繕工事に伴い、今年度では6 週間程度、焼却を停止しますことから、この間の一般廃棄物、可燃ごみの外部搬出・処理に係ります運搬処分業務委託料の計上でございます。

次に、42ページをお開き願います。5 款農林水産業費です。

1 項農業費、5 目農地費のかんがい排水整備事業47万4,000円につきましては、用排水施設及び揚水機場の老朽化等に伴い、修繕に係る協議を踏まえましての整備事業補助金の補正でございます。

続いて、43ページを御覧願います。2 項水産業費、2 目水産業振興費の水産関連施設整備事業870万円につきましては、勝浦漁業協同組合でのカツオ・マグロといった大型魚の自動選別機の導入事業に係る一部補助経費の計上でございます。

財源といたしまして全額、ふるさと応援基金の充当を予定しております。

次に、44ページをお開き願います。6 款商工費です。

1 項商工費、2 目商工業振興費の空き店舗等活用支援事業100万円につきましては、当初予算に100万円を計上したところでありますが、起業・創業見込み件数の増加により、今回、補正するものでございます。

財源として全額、ふるさと応援基金の充当を予定しております。

続いて、46ページをお開き願います。7 款土木費です。

ページ上段の2 項道路橋りょう費、1 目道路橋りょう総務費での道路台帳整備事業553万3,000円の計上につきましては、令和4 年度に整備いたしました道路分の台帳補正に係る業務委託料でございます。

次の2 目道路維持費、市道維持管理経費以下、49ページ、4 項都市計画費、4 目街路事業費までの各事業費についてであります。一般財源のほか、国庫補助金及び市債等、また、ふるさと応援基金4,457万円を活用し、28路線、4 橋りょう、3 河川等に係ります維持費及び新設改良費等の計上でございます。

この中で、46ページ下段の道路メンテナンス事業2,374万7,000円の減額につきましては、トンネル定期点検業務委託における入札差金分の減額でございます。

次に、47ページ中段の3 目橋りょう維持費での道路メンテナンス事業1,787万5,000円の計上につきましては、ただいま申しましたトンネル定期点検業務委託の入札結果による千葉県との協議を踏まえ、令和6 年度事業として国へ要望している勝浦1 号橋ほか3 橋りょうの補修の前倒し事業として、当該橋りょうに係る設計業務委託料を計上するものでございます。

財源といたしましては、先述の歳出7 款2 項2 目道路維持費での道路メンテナンス事業費の

縮小に伴い、その事業費の財源の一部であります国庫補助金・道路メンテナンス事業費補助金の減額分1,306万1,000円のうち、983万円をこの3目橋りょう維持費での財源の一部として振替を見込むほか、充当率90%、交付税措置9分の2の市債・橋りょう改良等事業債720万円の起債を予定してございます。

次に、47ページの最下段、災害防除事業7,241万3,000円の計上につきましては、道路防災に係る本年度の緊急自然災害防止対策事業の国の内定を受けまして、中倉地先の松野中倉市野川線に係ります災害防除工事費の計上でございます。

財源といたしまして、充当率100%、交付税措置70%の市債・災害防除事業債7,240万円の起債を予定しております。

続きまして、8款消防費です。ページは少し飛びまして、50ページをお開き願います。

1項消防費、3目災害対策費の防災行政無線整備・管理事業998万6,000円の計上につきましては、災害時などにあつて、千葉県と県内全市町村とを結ぶ千葉県防災行政無線におきまして、一体的な衛星通信システムとして再整備が実施されることに伴う千葉県への負担金でございます。

次の災害廃棄物仮置き場整備事業322万3,000円につきましては、昨年度に災害ごみ仮置き場として場内整備した旧大森粗大ごみ捨て場の進入路の舗装修繕工事費の計上でございます。

次に、52ページをお開き願います。9款教育費です。

3項中学校費、1目学校管理費の中学校管理運営経費及び勝浦中学校管理運営経費につきましては、今後の学校施設の緊急修繕需用に対応するため、今回、補正をするものでございます。

財源といたしまして、歳入19款繰入金、学校教育施設整備基金繰入金を予定してございます。

次に、少しページが飛びまして、56ページをお開き願います。

10款災害復旧費です。1項農林水産施設災害復旧費、2目漁港施設災害復旧費につきましては、令和元年に台風により被災した串浜漁港と豊浜地区・勝浦東部漁港の災害復旧事業費でございます。

本件は、復旧計画をこれまでの海上施工から陸上施工へと変更し、倒壊した防波堤を撤去し、原形に復旧しようとするものでございます。

財源といたしまして、国庫負担金・漁港施設災害復旧事業費負担金3億3,205万6,000円、市債、充当率80%、交付税措置95%の過年発生補助災害復旧事業債1億3,260万円の起債を予定しております。

また、予定します工期が複数年にわたり、本年度内に事業の完了が見込めないことから、併せて繰越明許費の設定を行おうとするものであります。

次の道路橋りょう等災害復旧事業200万円につきましては、今後の災害発生に備え、迅速に対応するための予算として、今回、補正するものでございます。

以上をもちまして、議案第38号 勝浦市一般会計補正予算（第5号）の補足説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） 次に、議案第43号ないし議案第47号、以上5件を一括議題といたします。本案は、いずれも決算認定についてであります。

市長から提案理由の説明を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました議案第43号から議案第47号までの以上5件の決算認定につきまして、提案理由を申し上げます。

この5件の議案は、いずれも令和4年度の各会計の決算であり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため、提案したものであります。

初めに、議案第43号について、申し上げます。

本案は、令和4年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。

令和4年度の本市の財政運営につきましては、勝浦市総合計画・後期基本計画及び第4次実施計画に掲げた施策を主に、各分野における各種事業を実施しました。

また、ふるさと納税制度が開始されて以来、初めて50億円を上回る寄附額となったふるさと応援寄附金を積極的に活用させていただいた一方で、市税をはじめとした自主財源の確保に努めるなど、限られた財源の効率的な執行に留意し、各種事業を実施しました。

まず、子育て・教育環境の向上と充実のため、コロナ禍により影響を受けた子育て世帯への臨時的な給付金の支給や、学校給食費の無償化による子育て世帯への経済的な支援の実施と、放課後ルームの空調機器の更新など、子育て環境の充実を図りました。

次に、産業振興等を目的に、基幹産業の強化を図るため、主なものとして、勝浦漁港の高度衛生管理型管理型荷さばき所の整備や、製氷機の増設、ダイビング施設整備に対する補助を実施したほか、緊急経済対策として、プレミアム付商品券事業やキャッシュレス決済普及促進事業を実施しました。

次に、観光による交流人口の拡大、移住・定住の促進のための事業として、本市の魅力ある観光地づくりの中心となる、かつうら海中公園滞在型観光施設e d e nが完成しました。

また、移住者や定住者の増に向け、支援金や奨励金の交付による若者等定住促進事業を実施したほか、地域おこし協力隊を活用した本市のプロモーション活動を実施するなど、移住・定住施策を推進しました。

そのほか、高齢者等を対象としたスマートフォン等のデジタル端末を活用するための教室の開催や、マイナンバーカードを活用した住民票の写しや各種証明書などのコンビニ交付サービスを開始し、市民のデジタル活用を推進するための取組を実施した一方、市民の安全・安心な暮らしのための基盤整備として、橋りょう長寿命化修繕計画の策定、防災行政無線のデジタル化など、市民福祉の維持向上を図りました。

その結果、決算規模は、歳入で、193億1,915万8,887円、歳出で、187億6,326万188円であり、歳入歳出差引残額は、5億5,589万8,699円となりました。

次に、議案第44号について申し上げます。

本案は、令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で、26億1,437万450円、歳出で、25億6,519万6,589円であり、歳入歳出差

引残額は、4,917万3,861円になりました。

次に、直営診療施設勘定について、申し上げます。

決算規模は、歳入で、5,724万3,398円、歳出で、5,670万5,342円であり、歳入歳出差引残額は、53万8,056円となりました。

次に、議案第45号について申し上げます。

本案は、令和4年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で、3億854万9,408円、歳出で、3億153万720円であり、歳入歳出差引残額は、701万8,688円となりました。

次に、議案第46号について申し上げます。

本案は、令和4年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で、23億5,807万1,493円、歳出で、23億1,723万1,169円であり、歳入歳出差引残額は、4,084万324円となりました。

次に、議案第47号について申し上げます。

本案は、令和4年度勝浦市水道事業会計決算であります。

令和4年度水道事業の業務状況については、年間総給水量289万9,407立方メートル、1日最大給水量1万252立方メートル、1日平均給水量7,944立方メートルとなっております。

次に、経理状況について申し上げますと、収益的収入及び支出においては、水道事業収益7億8,295万8,025円に対し、水道事業費用7億3,575万9,420円で、4,719万8,605円の純利益が生じました。

また、資本的収入及び支出においては、資本的収入2,903万9,000円に対し、資本的支出1億2,070万6,075円であります。

なお、この資本的収入額が、資本的支出額に不足する額の9,166万7,075円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額220万5,720円、過年度分損益勘定留保資金7,134万3,648円及び当年度分損益勘定留保資金1,811万7,707円で補填しました。

以上で、議案第43号から議案第47号までの提案理由の説明を終わります。

報 告

○議長（佐藤啓史君） 次に、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。照川市長。

〔市長 照川由美子君登壇〕

○市長（照川由美子君） ただいま議題となりました報告第4号及び報告第5号について、申し上げます。

初めに、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありま

す。

令和4年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによって御了承承いただきたいと存じます。

次に、報告第5号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告であります。

令和4年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により、資金不足比率を算定したもので、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましても、報告書に示したとおりでありますので、これによって、御了承承いただきたいと存じます。

以上で、報告第4号及び報告第5号の説明を終わります。

○議長（佐藤啓史君） それでは、議案第43号ないし議案第47号の決算認定についての提案理由の説明、並びに報告第4号及び報告第5号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。浅野代表監査委員。

〔代表監査委員 浅野由美子君登壇〕

○代表監査委員（浅野由美子君） ただいま議長から御指名がございましたので、令和4年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査につきまして、寺尾監査委員ともども慎重に審査いたしました結果について、御報告申し上げます。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び各特別会計の決算、基金運用状況について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか。予算の執行は適正に行われたか。計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は、所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で、決算及び基金の運用は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及びその附属書類が、関係法令に準拠して作成されているか。経営活動が、地方公営企業法に規定する基本原則に基づき、目的どおり執行されているか。計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、経営

成績及び財政状況は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき、目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なもの認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これにより御承知くださいますよう、お願い申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、御報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配付してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これにより御承知くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和4年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査結果についての報告を終わります。

○議長（佐藤啓史君） これをもって、報告を終わります。

休 会 の 件

○議長（佐藤啓史君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月5日は、議案調査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤啓史君） 御異議なしと認めます。よって、明9月5日は休会することに決しました。

散 会

○議長（佐藤啓史君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

9月6日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集願います。
本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時04分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第37号～議案第47号の上程・説明
1. 報告第4号～報告第5号の報告
1. 休会の件